

# 中央大学学員会学芸員白門会会則

(名称)

第1条 本会は、中央大学学員会学芸員白門会と称する。

(事務所)

第2条 本会事務所は、文学部事務室に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と交流を図り、母校中央大学の興隆と社会の文化的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員親睦会、講演会、見学会、座談会等の開催
- 二 会員名簿の発行
- 三 母校学生、卒業生に対する指導後援
- 四 母校関係諸団体との協調活動
- 五 その他本会の目的達成のために必要な事項

(会員)

第5条 本会は中央大学学員であつて学芸員資格を有する者、または本会が特に認めた者をもって組織する。会員は、氏名、住所、職業、連絡先（電話）の変更があつた場合は、速やかに会長に通知しなければならない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く

- 一 会長 1人
- 二 副会長 1人
- 三 幹事長 1人
- 四 会計監事 1人
- 五 幹事 3人以内

(役員を選任)

第7条 役員は、総会において会員中より選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定に関わらず、現役員は次期総会において新役員が選出されるまでその職務を継続するものとする。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは協議のうえ会長の職務を代行する。
- 3 幹事長は、会長の指示によって会務の庶務を処理する。
- 4 会計監事は、本会の会計及び役員会の業務執行状況を監査し、その結果を役員会および総会において意見を述べるができる。ただし、会計監事は他の役員を兼任することはできない。
- 5 幹事は、幹事長の指示によって会務の庶務を処理する。

(総会)

第10条 本会は、毎年定時総会を開催する。また、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集し、開催日の十日前までに会議の目的、日時、場所を示し、会員に周知する方法により行う。
- 3 総会の議長は、会長があたる。
- 4 総会の議事は、特別の定めがある場合を除き、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会の議事については議事録を作成し、議長及び議長の指名した役員2人が署名したうえ、保存する。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議、決定する。

- 一 役員を選任及び解任
- 二 事業計画及び予算に関する事項
- 三 事業報告及び決算に関する事項
- 四 規約の改正、規定の制定及び改廃
- 五 その他本支部の運営に関して重要と思われる事項

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、幹事長、会計監事及び幹事をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会は、会長が議長となり、第4条に規定する事業その他本会の事業の運営、執行について、協議決定する。ただし、日常的かつ軽易な事項は会長が専決し、役員会に報告する。
- 4 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、会計監事は議決権を有しない。
- 5 役員会は、必要に応じて会員及び会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営費)

第13条 本会の運営費は、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 本支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

第15条 この規約の改正は、役員会の議を経て、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。